



熊本県公報

号外 第 27 号

平成 24 年 6 月 29 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県会計規則の一部を改正する規則 (会計課) 1

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 6 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 35 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 教育長の項中「（ただし、オからクまでに掲げるものにあっては、学校に係るものを除く。）」を削り、「非常勤職員の報酬」を「非常勤職員（別に定めるものを除く。カ及びキにおいて同じ。）の報酬」に、「臨時職員の賃金」を「臨時職員（別に定めるものを除く。カ及びキにおいて同じ。）の賃金」に改め、「住民税」の次に「（別に定めるものを除く。）」を加え、同表警察本部長及び知事の所管に属する県外に所在する地方支出機関の長の項中「住民税」の次に「（別に定めるものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。